

ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会（第1回）

令和6年2月6日

【小澤利用環境課課長補佐】 おはようございます。総務省利用環境課、小澤と申します。

本日は、皆様、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会第1回会合を開催いたしましたと思います。

本研究会事務局を務めます利用環境課課長補佐の小澤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。

本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみの傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただいて、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際は、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て座長から発言者を指名いただくような方式で進めさせていただきます。御発言いただく際には、マイクをオンにして、映像もオンにして御発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。

なお、本日は、この後、渡辺副大臣より御挨拶いただく予定となっております。御挨拶の際は、お手数ですが、映像をオンにさせていただきたく、お願いいたします。

それでは、構成員の皆様、映像をオンにいただけますでしょうか。ありがとうございます。

また、接続に不具合がある場合は、速やかに再接続等をしていただくようお願いいたします。

その他、チャット機能で随時、事務局や座長に御連絡いただければ対応させていただきます。

ようにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の資料は、本体資料として議事次第、あとは資料1-1から1-3-3までを用意しております。

注意事項は以上になります。よろしくお願いいたします。

それでは、研究会の開催に当たりまして、渡辺副大臣より御挨拶をさせていただきたいと思っております。

渡辺副大臣、よろしくお願いいたします。

**【渡辺総務副大臣】** 皆様、おはようございます。御紹介いただきました総務副大臣の渡辺孝一でございます。

本日は、ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会の第1回の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

構成員の皆様におかれましては、大変御多忙のところ、本研究会に御出席いただきましたことを心より感謝申し上げます。

近年、ICTサービスの拡大とともに、サービス利用に関する諸課題も拡大、さらには多様化してきております。皆様、御承知のことと思っております。

特殊詐欺は依然として猛威をふるっておりまして、昨年の11月末時点の被害総額は382億円に達するなど、大変厳しい状況でございます。その手口としては、被害者に電話をかけるため、足のつかない電話が悪用されておりまして、ICTサービスの不適切な利用への対処は喫緊の課題だと言われております。

また、スマートフォンの普及に伴い、アプリケーション等による取得・蓄積された利用者の情報のプライバシー対策におきましても、国内外の情勢変化、さらには、各種事業を踏まえまして、利用者情報のさらなる保護につきまして対応していくことが、今、重要な課題となっております。

これらの問題意識の下、幅広く政策課題を検討するため、本研究会を立ち上げることとなりました。皆様の忌憚のない御意見、また御議論、さらには協力をお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

今日は、どうかよろしくお願いいたします。

**【小澤利用環境課課長補佐】** 渡辺副大臣、ありがとうございました。

渡辺副大臣は、公務の関係で、本日、議事の途中で御退出されると伺っております。ありがとうございます。

構成員の皆様におかれましては、ここで映像をオフにまた戻していただけますと幸いです。

それでは、議事に先立ちまして、本研究会の開催について、事務局より御説明を申し上げます。

資料1-1の開催要綱につきましては、事前に研究会の構成員の皆様にご了承いただきありまして、配付してあるとおりでございます。

本研究会の座長につきましては、東京大学大学院の宍戸教授に、座長代理につきましては、日本総合研究所の大谷先生をお願いをさせていただいております。

また、本日は、山本委員が都合により御欠席となっております。

それでは、これ以降、議事進行につきましては、宍戸座長をお願いをさせていただきたいと思っております。

宍戸座長、よろしくお願いいたします。

**【宍戸座長】** 承知いたしました。このたび本研究会の座長を仰せつかりました宍戸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど渡辺副大臣から、非常に重大なこの研究会のミッションについてお話をいただきましたけれども、本日は初回でございますので、事務局より、ICTサービスの利用環境を巡る諸問題について、御説明いただきたいと思います。

その後、各構成員の皆様からコメントをいただき、意見交換をさせていただければと思っております。

それでは、資料1-2に基づき、事務局より御説明をお願いいたします。

**【小澤利用環境課課長補佐】** 承知いたしました。よろしくお願いいたします。

これから事務局より、ICTサービスの利用環境を巡る諸問題につきまして、御説明をさせていただきます。

御承知のところかと思っておりますけれども、ICTサービスの利用環境の整備に関しては、これまでプラットフォームサービスに関する研究会をはじめとしまして、いろいろな研究会で主査の先生とともに検討を進めてまいりましたけれども、利用者情報の不適切な取扱い、各種違法・有害情報、様々な課題が、インターネットサービス、ICTサービスの拡大とともに拡大・多様化してきたところでございます。

昨年の5月に公表されました総務省でのアンケート調査です。令和4年通信利用動向調査の結果の中で、インターネット利用における不安の内容ということで、ここにあるよう

なものが皆様から挙げられたものになりますけれども、御覧いただきますと、やはり一番上のところに「個人情報やインターネット利用履歴の漏えい」といったような利用者情報のところに対して不安に感じている方が、88.7%、これが非常に高い。それ以外、「コンピュータウイルスへの感染」ですとか、「架空請求やインターネットを利用した詐欺」、「迷惑メール」、「電子決済の信頼性」といったような、これもインターネットを使う中で、特に犯罪ですとか、不適正な利用に対する不安が非常に大きな課題と感じておられるという事に続いています。それ以外も、これまでずっと継続的に取り組んできました違法・有害情報の対策でありますとか、そこにも継続的に御関心されているということもあって、今回、こちらの中でも利用者情報の保護と、不適正利用への対処、この2つにフォーカスをして強めた検討を進めていきたいというふうに思っております。

まずは、不適正利用への対処のところから御説明をさせていただきたいと思います。

先ほど副大臣からもお話がありましたけれども、特殊詐欺です。不特定多数の人を対象にした詐欺ということですが、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させる、これが非常に重要でありまして、特に高齢者の方に、電話というのは非常に重要なタッチポイントになってきていまして、電話を使って接触をして現金等を騙し取る、他にもいろいろな手口が広がってきている。

令和4年の被害総額でも370億円、先ほど副大臣からありました2023年11月末時点の最新の数字でも382億円ということで、一昨年を超えるペースになってきておりまして、非常に厳しい状況でございます。

これまでも、この後、御説明しますように、総務省としても、警察庁と協力をしながら、できる対策については取ってきたところでありますけれども、これをさらに強めていかなければいけないというふうに考えております。

また、フィッシング詐欺です。こちらのほうもe-Stat、日本クレジット協会さんの調査結果を引用しておりますけれども、クレジットカード番号盗用被害額を見ても、かなり厳しい状況、特にコロナ禍において、巣籠もり需要が増える中で、フィッシング詐欺が非常に増えています。これのタッチポイントは、やはりメールですとか、最近はSMS、ショートメッセージが非常に増えている。こちらも令和4年で411億円と、かなり厳しい状態でございます。

このような状況を踏まえて議論を行っていく必要があると考えております。

まず、電話の対策のところ、これがこれまで力を入れてやってきたところでありますけ

れども、これも時代に応じて手口が変容してきて、電話の悪用と対策はたちごっこになりながらも、何とかできるところをやってきたところでもあります。

最初は、平成16年ぐらいからですか、携帯電話の悪用というところから始まって、これは携帯電話、プリペイドがレンタルになったりとか、いろいろ変遷しながら。途中では、電話転送で、固定電話番号を表示させて相手に信用させて電話するようなケース、これも非常に、今も確認されているんですが、これはかなり主要な時期がございました。

昨年になって、050IP電話、特にアプリを活用したスマートフォンから050に電話するよな、これが非常に悪用されてきて、これに対して、順次、対策をしてきたということになっております。

これまでの対策の大きな柱としましては、ここにある3つの柱になります。今の流れに沿ってなんですけれども、最初、携帯電話につきましては、携帯電話不正利用防止法、こちらを執行して、本人確認の法律になっております。

また、犯罪収益移転防止法、これは金融機関を対象にした法律の中に電話転送についても同様の規制がかかっておりまして、電話転送サービス事業者については、顧客の本人確認が義務づけられております。

また、これだけで捉え切れないようなものも含めて、固定電話番号の利用停止措置というものを事業者団体さんのTCAさん、JUSAさんと一緒になって対策をしてきました。

詳細を御説明いたしますと、平成17年、携帯電話不正利用防止法が成立しまして、このときはプリペイドだったんですけれども、平成20年にはレンタルも対象に増えまして、契約時の本人確認のほかに、警察署長からの契約者確認、契約者の本人確認の取り直しの制度ですとか、レンタルの場合、またさらに異なった、特に外国人の方も多いので、ちょっと異なる本人確認ですとか、無断譲渡の禁止といったようなものがかかっております。こちらを特に通信キャリアさんと一緒になって執行してきたということになります。

続きまして、犯罪収益移転防止法につきましては、同様に取引時の本人確認の義務、ほかに、実質的支配者を確認するとか、これもマネー・ローンダリング対策の法律がありますので、そういった厳しい規制がかかっておりますほかに、疑わしい取引の届出ですとか、こういったようなところで、電話転送事業者さんと一緒になって、これまでも対策を進めてきております。

こちらがちょっと新しいといたしますか、令和元年から徐々に取り組んできて効果を上げてきているものでありますけれども、利用停止スキームの話でございます。

一定の要件に基づいて警察から要請をもらった電気通信事業者、電話番号を持っている事業者さんが、固定電話番号を利用停止するというような取組を進めてきております。

それ以外に、一定の要件を満たしたときに、新たな固定電話番号の提供を拒否しましょうとか、昨年からは、悪質な電話転送サービス事業者の保有する固定電話番号、在庫をちょっとずつ使って利用停止されているというような事業者もありましたので、こちらについては、在庫番号を一括して利用停止するというような取組もスタートいたしまして、これはかなり効果を上げつつあるのかなというふうに警察庁のほうからは伺っております。こちらもさらに拡大して検討していかなければいけないなというふうに思っております。

昨年からの動きでありますけれども、昨年3月、犯罪対策閣僚会議のほうで、特に闇バイトがきっかけとなるような特殊詐欺事案が、前々からあったんですけれども、これが強盗にまで発展したという事案がかなり報道等で盛り上がりまして、さらに対策を強めなければいけないということを受けまして、緊急対策プランが取りまとめられております。

この中でもいろいろ対策が打たれているんですけれども、この黄色でマーカーしております、電話、あとは、データSIMですとか、通信サービスに関するような対策が数多く盛り込まれているということも特徴になっております。

昨年3月に取りまとまってから、昨年6月に一度、フォローアップで総務大臣より報告をさせていただいているんですけれども、青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないような周知啓発もやってきたり、ナンバーディスプレイの普及をやってきております。これは昨年6月時点の資料にちょっと付け加えておりますけれども、050アプリ電話です。先ほど050の悪用が昨年から増えていますということを申し上げたんですが、こちらについては、携帯電話不正利用防止法の対象にするということで省令の改正をしております、今年4月から施行の予定になっており、準備が進んでいるということになっております。

先ほど申し上げた在庫番号の一括利用制限等の対策というものも進めております。

これ以外に、まだ調査段階といいますか、調整してきたところでありますけれども、携帯電話の契約時の本人確認におけるマイナンバーカードの活用、これが何かといいますと、本人確認書類です。先ほど副大臣からも「足のつかない電話」というフレーズがありましたけれども、本人確認書類の券面を偽変造する、これによって不正契約をすることが非常に増えております。ですので、今後は、券面を見る、特に写しを確認するような本人確認方法がございまして、これについては偽変造を見抜くことはかなり困難になってきつつあるということもあって、デジタルの仕組みを使った本人確認方法をさらに使う必要がある

のではないかと今検討しております。

また、SMS機能付きデータ通信専用SIMカードの悪用対策につきましては、現在、携帯電話キャリアさんとか、SMS配信事業者さんと一緒になって、SMS、特にフィッシング、この辺りの状況については、実態調査をしてきたところになっております。こちらについて、さらなる対応が必要だと考えております。

ちょっとSMSについて補足いたしますけれども、事例を張らせていただきまして、当課の職員が過去に受信したものですけれども、こういったようなものを受け取ったことがあるよという方も多分いらっしゃると思いますけれども、これがかなり開封率も高いということで、便利にも使われているんですけれども、悪用もされているということになっております。

一部キャリアのほうでデフォルトオンのフィルタリングなども進んできているんですけれども、それによってデータが見えてきたところを見てみますと、マルウェアに感染したスマートフォンから送られてきているというものが非常に多いのではないかとこのようなお声をいただいております。これについては、もう一歩進んだ対策が必要なのではないかというふうに考えておりまして、この辺りも、ぜひ研究会で、さらに検討を進めていきたいというふうに思っております。

まとめますと、特殊詐欺対策につきましては、足のつかない電話の対策ということで、本人確認の偽変造の対応と、本人確認の実効性の向上について取り組むべき事項があるかと。

2つ目は、利用停止のスキームです。こちらが効果を上げてきたところでありまして、事業者団体さんと自主的に進めてきたところでありまして、これをさらに拡大していく、さらにしっかり制度化していくといえますか、位置づけていくというところについて取り組むべき事項があるかということを検討したいと思っております。

SMSによるフィッシングにつきましては、先ほど申し上げましたように、かなり拡大していますので、発信元への警告とか、実効性のある対応策を、技術面、制度面を含め検討をしたいと思っております。

不適正利用対策については以上でございます。

続きまして、利用者情報につきましては、御説明したいと思います。

【川野利用環境課課長補佐】 それでは、14ページから説明を代わらせていただきます。利用環境課、川野でございます。

「利用者情報の保護の更なる促進」について、御説明させていただきます。

15ページでございます。

まず、背景的なお話になりますけれども、総務省では、電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえまして、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の保護を図るため、いろいろと措置を講ずるということで、電気通信事業法を改正しております。こちらは令和4年6月に成立しております、昨年6月に施行となっております。

この中で、赤枠で囲んでおります②部分を御覧いただければと思います。

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保のため、利用者利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者に関しまして、利用者情報について適正な取扱いを義務づけ、事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、利用者に確認の機会を付与するといった規律を策定しております。

16ページを御覧ください。

総務省では、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者に対する規律といたしまして、枠内に規律内容をまとめております。

①番から⑤番まで書いておりますけれども、特定利用者情報と言われる情報に関わる取扱規程の策定の届出、また、特定利用者情報の取扱方針の策定・公表、こういったことをPDCAサイクルで自己評価する、それをまた規程や方針に反映していくといったようなところを定めているところでございます。

また、責任者を選任して届出するとともに、情報の漏えいがあったときには報告をする、こういったところを義務づけております。

これによりまして、事業者自らの実態を踏まえた情報の適正な取扱体制を確保し、それによって、利用者は、安心・安全で信頼できるサービスを選択することが可能となる、そのようなことを規定しているものになります。

17ページを御覧ください。

こちらは、当該規程の対象者になります。

これ、電気通信事業法と施行規則におきまして対象となる事業者を定めております。有料の電気通信役務ですと500万以上、無料ですと1,000万以上ということの規定しております。総務省では、昨年11月に情報通信行政・郵政行政審議会にこちらを諮問しまして答申をいただいております。

12月18日に対象事業者としまして、下の表を書かせていただいておりますけれども、19



社指定させていただいているところになります。

18ページを御覧ください。

こちらは、外部送信規律の説明となっております。

こちらは、例えば、ウェブサイトの運営者、アプリケーション提供者等の電気通信事業を営む者というのは、利用者の端末に外部送信を指示するプログラムを送る際には、あらかじめ送信される利用者に関する情報の内容でございますとか、あと、当該情報を取り扱うこととなる者の氏名または名称、情報の利用目的を通知・公表しなければならないとされたものでございます。

当該規律につきましては、昨年6月に施行となっております。

19ページを御覧ください。

こちらは、今まで背景的な法改正の説明だったんですけども、こちらは利用者情報の取扱いに関するモニタリングの説明になります。

利用者情報のモニタリングに関しましては、「電気通信事業における個人情報の保護に関するガイドライン」において、遵守状況及び電気通信事業者による情報の取扱いについて定期的にモニタリングを行うこととなっております。

2022年度は、プラットフォーム研究会の下に開催されておりました利用者情報ワーキングにおいて、こういった遵守状況のモニタリングを実施しているところでございます。

20ページでございます。

こちらは、2023年度、今年度ということになりますけれども、行ったモニタリングの概要資料となっております。

2023年度は、19ページに記載させていただいているモニタリング項目のうち、「デジタル広告市場の競争評価 最終報告」において確認するとされた項目等を中心に、透明化法のデジタル広告分野の特定デジタルプラットフォーム提供者として規律対象になっておりますGoogle、Meta、LINEヤフーに対して、透明化法に関わる主な確認項目4点、こちらの表で1、2、3、4と書かせていただいておりますけれども、こういった項目について確認したというものになっております。

こちらに関しまして、プラットフォーム事業者の取組を通じ、消費者の理解やオプションなどの認知・利用がどの程度進んでいるかということについて、着眼点のところに記載させていただいておりますけれども、確認したものになっております。

21ページは、参考までにつけさせていただいておりますけれども、実際にヒアリングシ

ートということで、事業者さんのほうにお伺いしたシートを添付しております。

22ページでございます。

こちらは、当該モニタリングの結果をまとめさせていただいております。

こちらは、プラットフォーム研究会のほうから、今後のモニタリングに向けてということで提言された内容となっております。

1 ポツ目から3 ポツ目までは、主に枠組みの話となっておりますけれども、御説明させていただいた継続的にモニタリングを行っていくべきである。個人情報のガイドラインの規定に基づいたモニタリングを継続的に行うべきである。

あと、安定的な枠組みを作ることが必要である。

3 ポツ目でございますけれども、事業者からの情報提供に関わる御意見を御提言いただいているところでございます。

また、4 ポツ目でございますけれども、こちらのモニタリングを行うに当たっては、後ほど少し出てきますけれども、新たなターゲティング手法の登場等の業界の動向を踏まえながら、プラットフォーム事業者における情報取得の方法等、利用者情報の取扱いについて確認していく必要があるとされております。

あと、5 ポツ目でございますけれども、こちらは2023年度のモニタリングの中で、多くの指摘を受けた点になりますけれども、プラットフォーム事業者がアカウントを取得していない場合であるとか、ログインをせずに利用している利用者の方、こういった方からも情報を取得していることとございますとか、あとは、第三者でございますとか、第三者のウェブサイトを通じて情報を取得している、こういったことを踏まえて、利用者保護の観点から対応を行うべき点がないかについて検討を行うことが必要という提言をいただいたところでございます。

23ページでございます。

こちら、23ページ、24ページは、22ページの提言の中の4 ポツ目にも関連いたしますけれども、データを収集する仕組みが結構変わってきているということで、3rd Party Cookie 廃止を受けた代替技術の動向ということで御紹介させていただいております。

こちらにも書かれておりますけれども、AppleやGoogleの取組、独自に3rd Party Cookie に対する規制を進めているといったところで、こういった業界の動きがあるところでございます。

24ページもそちらの参考でございますけれども、IDFAに関する方針変更といったところ

で、IDFA取得のオプトイン化でございますとか、AppleのIDFAを使用せずに広告効果を測定できる仕組み等が設けられている、こういったところについて紹介されている内容を参考としてつけさせていただいております。

25ページでございます。

こちらは、総務省で平成24年8月に公表、あとは二度改定されております「スマートフォンプライバシーイニシアティブ」というものがございますけれども、そちらの御紹介をさせていただいております。

スマートフォンの普及に伴いまして、アプリケーション等により取得・蓄積されている利用者情報を適正に取り扱うことが望ましいということで、そういった事項をまとめていくものになります。アプリ提供事業者、アプリ提供サイト運営事業者、OS事業者等のそれぞれの取組についてまとめたものとなっております。

26ページを御覧ください。

これらの状況を踏まえた検討事項を記載させていただいております。

項目と論点ということで書かせていただいておりますけれども、まず1番目としまして、利用者情報に係るモニタリングということで記載させていただいております。

こちらにつきましては、1番でございますが、個人情報保護ガイドラインに基づく定期的なモニタリング。あと、こちらには、デジタル広告市場競争会議にてまとめられておりますデジタル広告市場の競争評価最終報告を踏まえた検討も含んでおります。

また、2番としまして、プラットフォームサービス研究会でも取りまとめられました「利用者情報の取扱いに関するモニタリング結果」、先ほど御紹介させていただきましたけれども、こちらで御指摘を受けている提言のあり方についての提言の内容を踏まえた、指摘された事項についての検討ということで記載させていただいております。

その他としまして、利用者情報の漏えいの事案等、昨今、発生していることも踏まえまして、利用者情報の取扱いに係る委託先の監督のあり方について検討すべき事項はあるかということで記載させていただいております。

②番でございますけれども、スマートフォン上のプライバシー対策でございます。

こちらは、先ほど背景事情としても御説明させていただきました電気通信事業法でも改正がございました外部送信規律の法制化でございますとか、あと、技術動向です。情報収集モジュール等の情勢変化を踏まえまして、御説明させていただいたような内容も踏まえまして、例えば、スマートフォンプライバシーイニシアティブ、SPIと呼ばれております

けれども、こちらを見直すべき点等がないかということについて検討できればとのことで考えているところでございます。

簡単ではございますけれども、利用者情報の保護の更なる促進に関する説明は以上となります。

**【小澤利用環境課課長補佐】** 事務局からの説明は以上になります。よろしくお願ひします。

**【宍戸座長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からのICTの利用者環境のあり方に関する具体的な論点を御説明いただきましたので、構成員の皆様から、順に、御質問あるいはコメントをいただければと思います。チャット欄で私にお知らせいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

若干、時間稼ぎで申しますと、これまで総務省では、利用者視点という観点からのICTの規律について、消費者行政課、あるいは消費者行政第二課において、研究会を持っていろいろ問題を処理してきたと思っております。特に、この直前で言いますと、新美先生が座長をされたICTサービス安心・安全研の下に幾つかワーキンググループなどが開催されて、いろいろ広範な問題を議論されてまいりました。

この後、2018年の電気通信事業法の3年ごと見直しに係る包括検証の中で、かなり大がかりに電気通信事業法の様々な点について見直しをするということがなされ、それに関連して幾つか検討会が設けられ、プラットフォームサービス研究会もずっと議論をしてきたということになりますけれども、改めて、プラットフォームだけではなくて、現在のICTの様々な問題、特に、冒頭、特殊詐欺等のお話もございましたけれども、改めて利用環境のあり方について見直し、必要な手を打っていくということが大事ではないかなということで、こういう研究会を立ち上げていただいたものと理解しております。

そうやって思い出話をしている間に、構成員の皆様から御発言の希望をいただきましたので、順に御指名をさせていただきます。

まず、大谷構成員、お願いいたします。

**【大谷座長代理】** 大谷でございます。ありがとうございます。

非常に時宜を得た検討の場だと思っております。事務局資料の感想のようなものでございますけれども、一言コメントさせていただければと思います。

とても便利なICTサービスが利用できるようになっている現在ですけれども、高齢の親

世代にスマホを持ってもらうなどのICTサービスの利用を勧めることができなかつたのは、やはり不適正利用に巻き込まれる懸念があるという理由が大きいと思っております。そういった非常に好奇心旺盛な世代でもある高齢の人々のデジタル機会を喪失させてきたというのは、非常に社会にとっての大きな損失だとも考えております。現在に至っても、社会全体のDXといったものを強力に推進できない理由の1つが、やはり不適正利用の問題だと考えております。

先ほど事務局から御説明のあったスミッシングに対しては、いろいろ効果的な対策も考えられるところです。一部の対策は通信の秘密に属するような情報を利用するということも考えられますが、それも、例えば実施主体によっては、正当業務行為として位置づけることもできたり、工夫の余地があるのではないかなと思っております。

ただ、何を実施するにしても、利用者に対する契約約款などの定めであるとか、あるいは、その周知ということは非常に重要になってくると思いますので、この検討の状況を広く知っていただくようにしていただきたいと思っております。

また、利用者情報についても、常にいちごっこのような状態で、新しい方法などが生まれてきてしまっているところですが、モニタリングなどについては、PDCAがうまく機能するような仕組みをぜひこの場で確立していただいて、計画に基づくモニタリングがうまく機能できているかということも含めて、定期的に振り返るような場をつくるなどの仕組みが求められているのではないかと感じております。

本当に感想めいたことで恐縮ですが、私からは以上でございます。

**【宍戸座長】**      ありがとうございます。

大谷構成員には座長代理も引き受けていただいて、いろいろ御面倒をおかけしますが、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、木村構成員、お願いいたします。

**【木村構成員】**      木村です。御説明ありがとうございます。

消費者の立場から申しますと、本当に様々な悪質な詐欺行為のようなものが、もうどんどん手口が巧妙化しているというのは、昨今、感じるところです。特に通信の場合は、知らない間に加害者になってしまうこともあり得るところが、私はいつも懸念しているところです。

資料の12ページ、スミッシングの例がありましたけれども、実は最近、私のところにも荷物が届きますというSNSが届いて、それが果たして本物かどうかというのが分からなく

て、悩みました。大抵嘘なんですけれども、その場合は本当に本物で、ゆうパックがLINEと提携してということで、私は何も手続きをしていないんですけれども、本当にその荷物が来た。確かに本物だったのでよかったんですけれども、そのように、利用者が、これは本物なんだろうか、嘘なんだろうか、なかなか判断しにくいというところもすごく問題だと思っておりますし、先ほど高齢者というお話もありましたけれども、実は私たち世代も、大丈夫だと思っても、そういう人たちこそが、いや、今回も大丈夫だろうというふうにして被害に遭ってしまうという可能性もあって、私たち自身が、いつ被害に巻き込まれるか分からないというところが大変重要なところかなと思っております。

ということもありますので、本当に今回、こういう対応を技術の革新とともに行っていくということはとても重要なことと思っておりますので、ぜひ、私もできる限り、努力していきたいと思っております。

利用情報に関しては、私もプラットフォーム研究会でモニタリングに参加させていただきましたけれども、やはりモニタリングなどによって、いろいろな問題点が浮き上がってきて改善されていくというところで、消費者が安全に通信を利用できるというところに貢献できるのではないかなと思うところですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

感想になりますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

**【宍戸座長】** 木村構成員、ありがとうございます。

それでは、続きまして、中原構成員、お願ひいたします。

**【中原構成員】** 東京大学大学院法学政治学研究科の中原と申します。民法を専門としております。一連の研究会に参加していたわけではありませんので、今回が初参加ということで、いろいろと至らないこともあるかと思っておりますけれども、民法の観点からですけれども、微力ながら協力をさせていただければと思っております。

不適正利用への対処について、1点だけコメントさせていただきます。

専門は民法ということですが、この問題の特徴は、消費者が悪質な事業者との間で自ら結んだ契約が問題となるというよりは、消費者が直接に悪質な事業者の犯罪行為の被害者となったり、あるいは加害行為に加担してしまったりとか、そういう、言ってみれば不法行為法的な事案であるという点にあるのかなと思っております。

そして、こうした犯罪行為とか詐欺行為を未然に防ぐ、あるいは今後行われないようにするというために、悪質な事業者による通信役務等の利用に制約をかけるべく、通信事業者と悪質事業者の間の役務提供契約に一定の規制を及ぼすと、このレベルで契約の問題が

出てくるんだというふうに私自身は理解しております。

この観点から、先ほどの1-2の6ページのところで、対策の柱の③として挙げられている電話番号の利用停止措置というものが重要でありまして、私の理解する限りでは、電気通信事業法上、電気通信事業者には役務提供義務が課されているけれども、正当な理由があるという場合には役務提供を拒むことができる。その前提の下、総務省からの通知によって、犯罪に利用されたということなどが正当な理由に当たるとということが明確にされる。警察から個別的に要請がされるということによって、各事業者において約款に基づく利用停止措置等に踏み切ってもらう。そういう仕組みであると理解しております。

あくまで電気通信事業者による対処に任せるという仕組みであるため、仕組み自体をもう少し強化することができないかという問題もあるのかなと想像いたしますけれども、しかし、現行の仕組みの拡充はもとより、緊急な必要性のある事柄であると思います。

いずれにいたしましても、こうした形での契約への規制というのは、悪質な事業者による詐欺被害の防止における重要な課題だと思いますので、不適正利用ワーキンググループ、私自身もメンバーとなっていますけれども、大いに議論すべきところかと思えますし、私自身も検討の役に立つことができればと思っていますところです。

以上です。

**【宍戸座長】** 中原先生、ありがとうございます。

それでは、森先生、お願いいたします。

**【森構成員】** 御説明ありがとうございました。これからこの研究会でやるべき課題を分かりやすく整理していただいたと思います。

まず、不適正利用のほうですが、便宜上、13ページですか、論点のところ、論点をお書きいただきましたけれども、これはこのとおりでと思うんですけれども、特殊詐欺対策のほうについて特に申し上げますが、1のところでは、本人確認の実効性の向上ということで、マイナンバーカードを使ってということですので、どちらかという、携帯電話不正利用防止法のほうを想定されていると思います。

2番目は、利用停止スキームということなんですけれども、電話番号がやはり非常に重大な被害を招くような犯罪に利用されているという状況が分かっているときに、これは電話番号に限らないんですけれども、その重大な被害を招くような犯罪に利用されるもの、例えば、規制薬物だとか、あと、銃刀法の対象になっているような危険な凶器として使われるようなもの、こういうものは、一般的には全流過程において規制されているという

ことかと思えます。つまり、エンドユーザーとの関係で、本人確認をして、それ以外は自由に流通されているというようなことは全くなくて、やはり卸の段階から、1次、2次、制限がかかっているのが普通の状態ではないかと思えますので、電話番号についても、ちよつとそういうことをもしかしたら考えてもいいのかなという気はしております。自由に流通するけれども、どこかで利用停止スキームが発動してその事業者が使えなくなってしまう、これはこれで大きな効果があるということですが、それなら、むしろ流通に関与するために、卸を受けるためには、一定の認証を取得した事業者でないと流通に入れませんか、そういう考え方もできなくはないのかなと思っております。これは、もしかすると私の勘違いを含んでいるかもしれません。多分に含んでいる可能性が高いと思っております、検討しないといけないことなんですけれども、やっぱり特殊詐欺対策として、電話番号の流通過程全体の見直しということは、もう少しあってもいいのかなというような印象を受けております。

利用者情報のほうなんですけれども、26ページにおまとめいただきました。これも全くそのとおりでなというふうに思っております。

まず、モニタリングのほうなんですけれども、これは全くこのとおりではありますが、プラ研からの申し送りといいますか、プラ研から引き継いだことをしっかりやっていく必要があって、これが22ページにあるんですね。特に22ページにある下2つの論点については、これは注目してお進めいただくべきではないかと思っております、下から2つ目の4ポツのほうですけれども、特に利用者保護の観点に立ってモニタリングを進めるべきであるということ、これが重要なポイントだと思います。今の透明化法のモニタリングは、利用者保護の観点もあるとは思いますが、やはり取引透明化法の性質上、競争環境の適正化ということに主眼が置かれているわけですので、その利用者保護の観点というものに特別に注意する必要があるのではないかと。法の本来の趣旨とは違うところですが、時代の要請の強いところ、これに注意をする必要があるのではないかと思っております。

一番最後の5ポツです。これもプラットフォーム事業者がアカウントを取得して、ログインしていない利用者から情報を取得していることについてどうなのかということですが、これが、要するに、アカウントを持っていないとか、ログインしていないとかということになると、情報を取得することを知る機会がない、あるいは、それに対して同意をする機会がないということなわけです。プラットフォーム研究会での重要な成果として、



そのことについてプラットフォームにお尋ねしたところ、分かりやすい回答はなかったと。プラットフォーム事業者さんは、プライバシーポリシーに工夫をして、いろいろとユーザーに対する情報の提供に努めているわけですが、透明化に努めているわけですが、それがアカウントを取得していない利用者やログインしていない利用者に対しては、その効果を発揮していないということかと思えます。もしそうでありながら、かつ、それらの人たち、アカウントを取得していない、あるいはログインしていない人たちからも情報を取得しているとするならば、それはプライバシーポリシー等によらない保護の方法、本人関与の方法というものを法制度的に考えていかなければいけないということに当然なってこようかと思えます。

ちょっと私の不十分な理解で申し上げますと、EUでもMetaの情報収集について、競争法の文脈ですが、一定の判断がありました。優越的地位の濫用であるというような裁判所の判断がありまして、その中で、果たして同意が機能しているのかということも議論されたようですので、そういったこともこの検討会でいずれ御紹介をいただけるのかなというふうに思っております。

それから、26ページの論点でいきますと、2つ目のスマートフォン利用者情報取扱指針のほうですが、これもやはり私は見直しをしていただいたほうがいいと思います。スマートフォンプライバシーイニシアティブ、利用者情報取扱指針の基となった文書ですが、これは基本的には、外部送信規律と守備範囲としては同じであるわけですが、ある意味、そのアプリの文脈では、このスマートフォン利用者情報取扱指針、SPIを法制度化したものが外部送信規律であると言ってもいいわけです。ですので、SPIのほうは、言ってみれば法的拘束力のないベストプラクティスであるわけですので、法制化されたところからは、当然一歩進んだレベルを目指すべきであると、法律上要求されていることをスマートフォン利用者情報取扱指針に書いても仕方がない。それは法律に書かれていますよということですので、そこから、より上のレベルを目指すものとして書かなければ、あまり意味がないものになってしまうのではないかというふうに思います。

あわせて、プラットフォーム研究会の議論がストレートに今の外部送信規律の法制化に反映されているかということ、それは必ずしもそういうわけではなくて、電気通信事業ガバナンス検討会に移行した段階で、若干議論の混乱みたいなものがありまして、例えば、外部送信規律の規制の対象者をどうするのかということであるとか、外部送信規律の中身として、どのような情報を送信するのか、送信先はどこかというようなことについては、通

知・公表でいいのか、それともオプトアウトさせなければいけないのかとか、そういうことについての議論は、もちろん法制化したことによって一定の水準が決まったわけですが、それでも、それでよかったのかどうなのかということについては、あまり十分な議論ができておらず、これは国会でも質問などがあつたところでございますので、そこも改めて見直していかなければいけない。外部送信規律につきましては、一方で、ベストプラクティスの高度化ということ、他方で、法制度の中身についてのいま一度の検討ということの両方が求められるのではないかと考えております。

以上です。

**【宍戸座長】** 森先生、ありがとうございます。包括的に検討の課題について、これまでの経緯を踏まえて問題提起していただいたと思います。ありがとうございます。

一通り、手の挙がっておられる構成員の方から順に御発言をいただきましたけれども、追加で御発言、あるいは御質問等、ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

ここまでの構成員の皆様からの御発言について、事務局から何か補足して説明すること、あるいはリプライ等ございますか。

**【小澤利用環境課課長補佐】** 事務局、小澤でございます。多種多様なコメントをいただきまして、ありがとうございます。

不適正利用、利用者情報、それぞれに応じて非常に広い御意見をいただいたと思います。特に、不適正利用に関しては、書いていた内容以上にそういう論点があるのではないかと、民法の観点のところとか、番号の観点ですとか、そういった多様な視点をいただきました。これもまた、この後、ワーキングの御説明がありますけれども、議論のほうで、できる範囲で巻き取って検討できればいいなと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございます。

**【宍戸座長】** ありがとうございます。

それでは、時間の関係もございますので、この辺りで第1回の意見交換は終了とさせていただきます。

ただいまの事務局の発表、それから、構成員の皆様からの意見交換でも明らかになりましたように、本検討会で、今のICTの環境に応じた利用環境整備のあり方をめぐる論点が非常に多岐にわたるということでございます。

そこで、この際ですけれども、事務局資料にもございましたように、不適正利用への対

処、利用者情報の保護のこの2点につきましては、早急に問題に対応する、専門的に検討を行うという観点から、ワーキンググループをそれぞれ開催して集中的な御議論をいただき、その結果を本研究会、親会ということになりますけれども、こちらへフィードバックいただくというやり方で進めさせていただけないか、事務局と相談して考えた次第であります。

つきましては、事務局より、資料1-3-1、当面の検討の進め方についての（案）、関連して1-3-2、1-3-3について、御説明をお願いいたします。

【小澤利用環境課課長補佐】 御説明をさせていただきます。

今、宍戸先生より御説明いただきましたとおり、先ほど申し上げた不適正利用対策のところ、これは先ほどのスライドの論点のところを引用しておりますけれども、不適正利用対策、利用者情報の保護、それぞれにつきましては、ワーキンググループを開催して、それぞれ検討を進めさせていただければというふうに思っております。

それ以外の論点のところにつきましては、ここに誹謗中傷等と書かれておりますけれども、必要に応じて親会のほうでも議論をさせていただければというふうに思っております。

今後のスケジュールの案といたしましてですけれども、今回、2月6日の第1回の親会ですけれども、準備でき次第、構成員の先生の日程調整を踏まえて、順次、不適正利用対策のワーキンググループと利用者情報のワーキンググループにつきまして、開催をさせていただきたいと思っております。おおむね6月頃を目途に、それぞれ一定の取りまとめをして、研究会にまた御報告するというような流れを、今、想定しております。

それぞれ個別の説明は省略させていただきますけれども、不適正利用対策のワーキンググループ、利用者情報のワーキンググループの開催要綱の案につきましては、1-3-2、1-3-3を御覧いただければと思っております。

私からの説明は以上になります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明がありましたとおり、このICTサービスの不適正利用への対処、それから利用者情報の保護について、それぞれワーキンググループを開催して集中的な御議論をいただき、その結果を親会にフィードバックしていただくという進め方でよろしゅうございますでしょうか。

（「賛成」の声あり）

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、ワーキンググループの詳細でございますけれども、資料1-3-2、1-3-3にあるとおりにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「賛成」の声あり)

**【宍戸座長】** ありがとうございます。

この資料1-3-3のほう、利用者情報に関するワーキンググループにつきましては、本日、親会御欠席の山本構成員に主査をお願いしております。最近、山本構成員との関係では欠席裁判みたいなことが多いような気もいたしますけれども、事前に事務局を通じて、こちらについては内諾を得ておりますので、その旨、あらかじめ御説明をさせていただきたいと思います。

不適正利用対策ワーキンググループの主査は大谷座長代理をお願いいたしますけれども、大谷構成員から、一言いただけないでしょうか。

**【大谷座長代理】** 大谷でございます。一言ということなので、少しお時間いただければと思います。

ICTサービスというのは、とにかく利便性の高さを追求してきておりまして、私自身もその手軽さとか利便性を享受してきた一人だと思っております。ただ、利便性と、社会にとっての安全性というのはトレードオフの関係にもあるかなということも実感するところでございます。

事務局の御説明にもありましたように、不適正利用については、本人確認義務を設けるなどの様々な対策が講じられてきておりますけれども、私が思うに、サービスの提供主体からの自発的、自律的な動きだったというよりは、むしろ被害を見るに見かねた社会全体からの要請に応じて協力するという進め方だったというふうに理解しております。携帯電話不正利用防止法が議員立法だったということからもうかがえるのではないかなと思っております。

私自身としては、やはりその状況をそろそろ根本的に変えて、濫用防止のために、サービス提供者全体が自分事として危機感を持って動いて、最終的に利用者に負担してもらうものだとしても、必要な投資を含めてしなければならない時期に差しかかっているのではないかと思います。そのために必要な制度的対応や、法的事項の整理なども含めて、ワーキンググループでは、さらに専門家も交えて丁寧な議論を進めていくことができればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

【宍戸座長】 大谷構成員、ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたように、非常に大きな論点が幾つも含まれていると思いますけれども、強い決意を示していただきましたので、それでは、他のワーキンググループの構成員の方々と御検討を進めていただければと思います。

あわせて、利用者情報のワーキンググループも速やかに開催をいただき、議論を進めていただければというふうに思っております。

本日用意したアジェンダは以上でございますけれども、事務局から何かございますか。

【小澤利用環境課課長補佐】 本日はありがとうございました。次回の研究会やワーキンググループの日程につきましては、それぞれ構成員の皆様と、調整の上、準備を進めて、必要な報道発表等も準備していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

私からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会の第1回会合を終了とさせていただきます。皆さん、お忙しいところを御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

これにて閉会といたします。足元悪い中ですので、どうぞお気をつけください。